

環管第212号
令和6年8月28日

経済産業大臣 様

和歌山県知事 岸本周平



「(仮称)新白馬風力発電事業」環境影響評価方法書に係る環境の保全の見地
からの知事意見について

環境影響評価法第6条第1項の規定に基づき、令和6年3月28日付けでJR東日本エ
ネルギー開発株式会社から標記方法書の送付がありましたので、同法第10条第1項及び
電気事業法第46条の7第1項の規定により、別添のとおり意見を述べます。

「（仮称）新白馬風力発電事業」環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

本事業は、和歌山県広川町、日高川町、日高町及び御坊市の行政界付近の尾根を事業実施想定区域（以下、「想定区域」という。）として、単機出力 3,000 から 4,300 キロワットの風力発電設備を最大 17 基設置するものである。

想定区域内では、現在、白馬ウインドファーム株式会社が運営する白馬ウインドファーム（単機出力 1,500 キロワットの風力発電設備 20 基）が平成 22 年 3 月から運転中である。本事業は、白馬ウインドファームの運転終了後に同発電所の跡地とその周辺で風力発電設備を設置する計画となっている。このため、既存のヤードや道路等を利用することにより、全く新規に風力発電施設を設置する場合に比べ、一方では、土地の改変等による環境影響を低減することが可能であると考えられる。他方で、風力発電設備の規模が大きくなり、想定区域は白馬ウインドファームの事業区域より広くなることから、本事業の実施によって重大な環境影響が生じるおそれがある。

想定区域の東側部分には白馬ウインドファームによる風力発電施設が設置されており、土地の改変等が既に実施された場所になっているが、西側部分には森林が広がり未開発の部分が多く存在することに加え、西側部分のさらに外側には多くの住居等もあることから、西側部分の開発の規模が大きくなるほど、より重大な環境影響が発生する可能性があることを十分に認識したうえで、慎重かつ丁寧に環境影響に係る調査、予測及び評価を行うことにより、環境影響を回避し、又は十分に低減する必要がある。

1 総括的事項

(1) 事業の意義の検討、必要に応じた事業規模の見直し

本事業の目的については、2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、脱炭素社会に貢献することとされているが、当該目的に偏る内容では、地域の環境保全も考えるうえで意義があるものとは言い難く、想定区域における地域の環境を改変してまで事業を実施する趣旨として、十分に理解できるものではない。地域においては、長年培われてきた自然環境や生活環境が持続的に保全されていくことが何よりも重要であることを踏まえ、本事業を当該地域で実施することの目的や意義、地域の環境に対し最大限配慮することを前提にして事業者が掲げる方針等について、改めて熟考すること。そのうえで、地域の環境保全よりも事業規模の維持を優先することなく、適切に環境影響に係る予測及び評価を行い、環境影響の回避・低減のために、風力発電設備の規模、配置等の再検討を中心に、事業規模を縮小することも視野に入れ、事業計画全体の見直しを積極的に進めること。

(2) 具体的な事業計画に基づく環境影響評価の実施等

風力発電設備の諸元や配置の他、搬入道路の新設を含めた工事の規模等事業計画が確定していないことから、これらの内容を明らかにしたうえで、環境影響評価項目の選定並びに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を見直すとともに、その検討の経緯及びその内容を準備書に詳細に記載すること。併せて、重大な環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにすること。

(3) 既存事業における情報の把握と活用

想定区域においては白馬ウインドファームが現在運転中であり、また、過去には（仮称）白馬ウインドファーム更新事業について環境影響評価の手続きが実施されていた経緯があ

る。効果的に環境影響の回避・低減を図るためには、これらの事業に関連して得られてきた情報や知見を収集・整理し、十分に検証したうえで事業計画を検討することが不可欠である。そのため、既存事業の関係者と十分な協議・連携を行い、より実態に即した調査、予測及び評価を行うこと。なお、準備書における調査、予測及び評価の掲載においては、関係者との協議等の結果も併せて示し、その反映状況が分かるような形とすること。

(4) 既存事業の撤去工事と本事業の設置工事の重複を想定した調査

現計画では、本事業の着工とともに、白馬ウインドファームの撤去工事を重複して行う可能性が示されているが、重複することが環境影響の増大を招くことは明らかであり、可能な限り重複を避けることが重要である。このため、本事業の環境影響に係る調査、予測及び評価には撤去工事の内容も含めることを前提としたうえで、まず工事の重複を避けることを第一に考えるとともに、やむを得ず重複する場合には、重複する工程を詳細に抽出・整理し、可能な限り環境影響の低減に繋がるような予測及び評価を行うこと。

(5) 既存事業開始前の環境を想起した環境保全措置の検討

想定区域とその周辺では、今日に至るまで、白馬ウインドファームが設置され稼働することによる影響を受けている状況にあり、白馬ウインドファームが撤去された後は、白馬ウインドファームの設置前の環境に戻ることが本来あるべき姿であると考えられることから、同じ地域で本事業が実施される場合には、環境影響は累積的なものとして捉える必要がある。このことを踏まえ、環境影響の調査にあたっては、白馬ウインドファームの設置前の環境についても把握するよう努め、可能な限り、設置前の環境を基準とした予測、評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を講じること。

(6) 他事業との累積的影響を考慮した環境影響評価

想定区域の周辺には、他の事業者による風力発電設備が設置されており、騒音や風車の影、鳥類、景観等に対する累積的な影響が懸念されることから、各分野の専門家等から助言を得ながら、他事業との累積的影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(7) 地域住民に寄り添った丁寧な対応

本事業については、白馬ウインドファームの撤去後において、白馬ウインドファームよりも大型化する風力発電設備を設置する計画であり、設置工事と設置工事が重複する可能性や、風力発電設備の設置場所が白馬ウインドファームよりも市街地に近づいていく可能性もあることから、地域住民の大きな不安を招く内容であると考えられる。地域で継承されてきた生活のされ方とも言える生活文化、現在可視化されているものの見え方だけでなく、これまでの記憶にある「見え置く」ものとしての風景等が損なわれることが大いに危惧されるため、調査を実施し、準備書作成に向けた作業を進めていく際には、情報を広く周知し、地域住民の声に真摯に耳を傾け、想定される環境リスクも含めて分かりやすい説明を自発的に行うなど、地域住民の理解が得られるような取組を入念に行うこと。

2 個別事項

(1) 騒音、超低周波音

ア 騒音の予測及び評価にあたっては、既存事業の撤去工事による影響や他事業との累積的影響も確認できるよう、詳細かつ丁寧に行うこと。なお、風車騒音に関しては、そもそも騒音

や超低周波音については聞こえ方に個人差があり、地域それぞれの立地環境や生活様式が異なることを踏まえ、基準等を満足する場合であっても、離隔距離をできるだけ確保するなど、可能な限り影響が小さくなるように予測及び評価を実施すること。また、白馬ウインドファームを含め、先行する他事業の状況も把握し、より効果的に風車騒音による影響の回避・低減を図れるよう、事業計画を検討すること。

イ 日高川町立早蘇中学校付近については、生活環境への配慮が特に必要な施設として学校があることに加え、住宅が対象事業実施区域から近い位置にあり、既存の風力発電施設との累積的影響も含めて評価をしておくことが望ましいと考えられるため、当該地域に調査地点の設置を検討すること。

ウ 風力発電施設設備周辺において、農作業等に長時間従事する者への影響についても予測を検討すること。

(2) 地形及び地質

想定区域内における尾根部や斜面の状況を詳しく把握することにより、動植物の生息範囲等に関する調査、予測にも関連する情報が得られるだけでなく、風力発電設備の配置や土砂災害に関する知見も得られると考えられるため、精緻な地形図等が示せるよう詳細な調査を行うこと。

(3) 植物

ア 想定区域の西側部分は未開発であり、当該範囲を中心に自然度の高い森林が存在すると思われる。また、想定区域は地域の里山であり、現在まで十分な調査実績がないことも踏まえ、詳細な植生調査を通じて、重要な種の存在や自然度の高い森林の分布等を適切に把握すること。

イ 調査の結果判明した天然林等の自然度の高い森林については、伐採を避けること。

ウ 想定区域内には、保安林として干害防備保安林、土砂流出防備保安林、水源涵養保安林があり、また、想定区域の外側には砂防林としての役割を担う森林も存在している。事業実施に伴う影響により、これらの森林の機能が損なわれることのないよう、適切な環境保全措置を講じること。

(4) 動物及び生態系

ア 想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、サシバやハチクマの渡りルートになっている可能性が高い。想定区域内全体の実態が適切に把握できるよう、未開発である想定区域内の西側部分に調査地点を追加するなど、さらに内容を充実させた調査を実施すること。

イ バードストライク・バットストライクに関する調査については、ブレード接触の確率を数値で予測、評価できるよう調査することに加え、白馬ウインドファームにおける実績としての情報収集とモニタリング調査を併せて行い、より実態に即した内容とすること。

ウ 白馬ウインドファームの実施により生じた、飛翔動物以外の動物の生息域や生息密度の変化についても可能な限り把握し、その内容を踏まえたうえで、本事業における予測、評価を行うこと。

エ 本事業の実施に伴う構造物の仕様、既存事業の撤去後のヤードや一時的な改変場所等の現状復旧の内容については、想定区域固有の生態系を維持・保全する観点に基づいて、具体的に検討を行うこと。

(5) 景観

ア 方法書においては、想定区域周辺の集落を含む、地域に身近な眺望点からの眺望についても調査、予測する計画になっているが、周辺の集落においては、風力発電設備の垂直見込角が相当に大きくなり、景観対策ガイドライン(案)(1981 UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)において景観的に大きな影響があるとされる、垂直見込角5～6度を大きく超える可能性がある。また、風力発電設備の設置場所が西側になるほど、市街地に近接する形となり、景観への影響が大きくなることが懸念される。調査にあたっては、景観的に大きな影響を受ける可能性がある集落を漏れなく抽出し、適切な予測、評価により影響の回避・低減を図ること。また、学校や病院、保育所など、環境保全のための配慮が特に必要な施設からの景観を丁寧に予測し、慎重に評価を行うこと。

イ 主要な眺望点の調査に係る地点として、日高川町観光協会から眺望が素晴らしいとして紹介されている真妻山(別名:日高富士)が選定されていない。改めて、自然の眺望点に係る調査地点の選定漏れがないかどうかを確認し、必要な調査地点を追加したうえで、調査、予測を行うこと。

(6) その他

ア 近年、短時間において記録的な大雨の観測が多くなっている傾向があり、想定区域から濁水や土砂が流出した場合には、周辺環境に大きな影響を及ぼすことが想定される。大雨への対策については、森林法等関係法令に基づく適切な設計により風力発電設備の安全性を確保することは当然であるが、本事業で発生する残土の取扱いも含めて、環境への影響の回避・低減を十分考慮した施工計画に繋がるよう、調査、予測を適切に行うこと。

イ 廃棄物に関する調査、予測及び評価については、排出量だけに注目するのではなく、処理の方法や量、委託先等も含めた全般的な考察において行うこととし、環境影響の回避、低減の是非が客観的に分かるように示すこと。

ウ 白馬ウインドファームの撤去工事及び本事業の設置工事においては、工事関係の車両や風力発電設備の運搬車両が相当数走行することが考えられる。大気環境への配慮や騒音等の低減は当然として、地域の交通安全への対応についても十分留意すること。

3 関係地方公共団体である市町長の環境の保全の見地からの意見

このことについては別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して準備書に反映させること。



御 企 第 1 0 3 号
令和 6 年 7 月 5 日

和歌山県知事 岸本 周平 様

御坊市長 三 浦 源 吾



「(仮称) 新白馬風力発電事業」環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和 6 年 6 月 7 日付け、環管第 2 1 2 号で照会のあった件について下記のとおり回答します。

記

1. 総括的事項

本事業は、白馬ウインドファームの用地等を活用する計画であることから当該発電事業における知見や事例等も踏まえて、重大な環境影響が生じないように環境影響に係る調査等を丁寧に行い、事業実施に伴う環境影響を回避又は十分に低減すること。

また、発電所の具体的な設置場所は未定としているが、環境影響が懸念されることから地域住民等との連携を深め、聴取した意見や要望に対しては誠実な対応を行うこと。

2. 個別事項

(1) 工事について

事前に、工事の際に利用する道路を通知するとともに、当該道路使用前の状況写真を提出すること。

また、工事中及び施設完成後に雨水、雑排水の放流を行う場合は、放流先水路の関係者及び地元住民の了解を得ること。

なおトラブルが発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって真摯に対応するとともに、再発防止のための対策を講じること。

(2) 輸送計画について

風力発電機輸送車両及び工事関係車両が走行する一般国道 425 号及び一般国道 42 号に



については、市民の交通事故防止対策を十分に行い、安全対策を徹底するとともに、その対策について準備書に記載すること。

(2) 保安林について

県と事前に協議を行い、保安林に係る公益的機能を損なわないよう適切に検討すること。

(3) 鳥類について

鳥類の生息状況として、事業実施想定区域には鳥獣保護区及び自然公園、サシバ、ハチクマ、ノリスの渡りの経路、コウモリのハイリスク種であるユビナガコウモリの生息域が分布するほか、現在確認されていないがクマタカ等の生息環境に影響を及ぼさないよう学識経験者等と協議の上、十分調査・検討及び評価を行うこと。

(4) 健康被害について

風力発電機に起因する騒音・振動・低周波音等（施設を建設する際に発生するものも含む）による市民への健康被害影響が懸念されるので、最新の知見から調査・予測を行うこと。なお、予測にあたっては、季節ごとの気象条件を考慮するとともに、騒音、振動、低周波等が最大となる時期や季節を考慮した予測及び評価を行うこと。

(5) 風車の影

風力発電機との位置関係から、風車の影による影響が大きくなると考えられる住居等がある場合には、その状況について調査を行うこと。また、植物の生育や形態形成等への影響についても、調査、予測及び評価の必要性を検討すること。

(6) 景観について

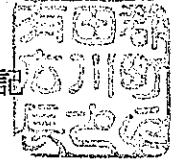
本市はすでに、白馬ウインドファーム、広川日高川ウインドファームなどの風力発電施設に囲まれており、さらに本事業である（仮称）新白馬風力発電事業が事業実施想定区域に設置されるとなると、山側が風車だらけになることから、市民に圧迫感や違和感を与えないよう、配置、規模等を十分検討し評価すること。



広企第120号
令和6年7月1日

和歌山県知事 岸本 周平 様

広川町長 西岡 利記

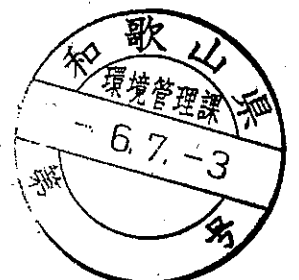


「(仮称)新白馬風力発電事業」環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和6年6月7日付環管第212号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- ・工事関係車両の主要な走行ルート上に、広川町津木地区の広川川辺線（主要地方道21号）が含まれているが、当該地区においては、町で整備した情報通信基盤（光ファイバ網）がある（民間所有電柱等に共架）。交通の安全はもとより、通信環境の確保は、山間部に住む地域住民にとって生活の維持に欠かせないものである為、工事車両（特に大型車両）の走行においては、安全運転の徹底及び想定ルートを外れた走行を原則禁止とする等、道路交通に関して十分に配慮した計画とされたい。
- ・景観に係る調査において、熊野古道（鹿ヶ瀬峠）等、主要な眺望点における評価はなされているが、これらに限らず、地域住民からの意見等も参考に、景観に著しく影響が及ぶと思われる地点においても調査地点の追加等を検討されたい。





日企画第498号
令和6年6月17日

和歌山県知事 岸本 周平 様

日高町長 松本 秀司



(仮称)新白馬風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和6年6月7日付、環管第212号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

本事業の想定区域及びその周辺には、貴重な動物が生息している可能性があることに加え、クマタカの生息地が確認されていること、また想定区域及びその周辺は鳥類の渡り経路となっている可能性があることから、自然環境への影響を十分に配慮することが必要である。また方法書については多くの方が縦覧をされ、事業者に対して数多くの意見をいただいている状況であることから、地域住民に対して事業及びそれに伴う環境影響に係る情報をわかりやすく丁寧な説明をおこなうとともに誠意をもって対応していただきたい。

計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見でも述べたとおり、事業実施にあたっては、「全体について」、「騒音について」、「土砂流出について」、「景観について」、「生態系について」、「各種法令等の遵守について」の意見を十分に理解して適切な対応をおこなうこと。





日川企第127号
令和6年6月26日

和歌山県知事 岸本周平 様

日高川町長 久留米 啓史



「(仮称)新白馬風力発電事業」に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和6年6月7日付環管第212号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

本事業の実施区域は、白馬山脈の西側に位置しており、自然豊かな地域であることから、自然環境への影響には十分な配慮が必要である。また、周辺地域の住民や土地所有者(以下「地域住民等」という。)に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を分かりやすく提供するとともに、地域住民等の意向を十分配慮し、対応を行うことが求められる。

事業実施にあたっては、計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見でも述べたとおり、「地域住民の理解について」、「景観について」、「工事の実施について」、「騒音等について」、「生態系について」及び関係各課からの意見について、十分に理解し適切な対応を行うこと。特に地域住民等の理解が不可欠であることから、自然環境への重大な影響を回避又は低減させ、地域住民等の意向を十分配慮し、安全対策及び災害対策等の対応を行うこと。

